

# 海星学園後援会会則

## (名 称)

第1条 この会は海星学園後援会と称し、事務所を海星小学校内におきます。

## (目 的)

第2条 この会は、海星学園の教育費を援助し、もって本学園の特色を充分達成できるよう支援することを目的とします。

## (会 員)

第3条 この会の目的に賛同する個人(普通会員)及び企業・団体等(賛助会員)が会員となります。

## (会 費)

第4条 会員は会費を負担します。  
・普通会員は一口につき3,000円とします。  
・賛助会員は一口につき10,000円とします。

## (役 員)

第5条 この会に次の役員をおきます。  
会長1名、副会長2名、書記会計1名、監査2名以内、運営委員若干名、顧問若干名

## (役員会と運営委員会)

第6条 この会に、役員会と運営委員会をおきます。  
1)役員会は第5条の役員全員をもって構成し、この会の重要事項を審議し、決議します。  
2)運営委員会は、監査を除く役員によって構成し、会の運営に当たり、必要に応じて開催します。  
3)役員任期は2ヵ年とし、役員会で改選します。但し、再任を妨げません。

## (監 査)

第7条 監査は本会の会計の監査を行います。

## (会務報告)

第8条 役員会で決議された事項と会計の決算を会員に報告します。

## (会計年度)

第9条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わります。

## (付 則)

- ・この会則は、1999年(平成11年)4月1日より施行します。
- ・2003年(平成15年)4月1日に第5条、第6条第1項の一部を改正。
- ・2009年(平成21年)4月1日に第1条に1字挿入。第4条の文言の一部を修正。  
第6条の2)の2文字を削除。同条3)の文言表現を修正。第8条の2文字を削除し文言の一部修正。
- ・2011年(平成23年)4月1日に第4条の会費を一口3,000円に改正。
- ・2011年(平成23年)4月1日に第5条の監査を2名以内とするに改正。